

## 日本年金機構になって変わること・変わらないこと早わかり

### 〈変わらないこと〉

- ・年金記録問題に引き続きしっかりと取り組みます。
- ・社会保険事務所は「年金事務所」と名称が変わりますが、所在地や電話番号の変更はありません。
- ・年金証書や年金手帳はそのまま有効です。新たな手続きは必要ありません。
- ・年金の支払や各種の届出方法は、今までと変わりません。
- ・年金相談のお問い合わせ先や利用料金も変わりません。  
ねんきん定期便専用ダイヤル 0570-058-555  
ねんきんダイヤル 0570-05-1165
- ・社会保険事務所内に設置されている協会けんぽの出張相談窓口は引き続き年金事務所内に設置されます。

### 〈変わること〉

- 気持ち新たに取り組み、更なる改善に努めます —
- ・本部が霞ヶ関から高井戸へ移ります。
  - ・お客様にご案内する通知書等の名義が、社会保険庁から厚生労働省又は日本年金機構に変わります。
  - ・「お客様へのお約束10か条」を掲げ、お客様の立場に立った効率的なサービスを提供します。
  - ・理事長へのメール・手紙などによって、国民の皆さまからお寄せいただくご意見・アイデアを業務運営に積極的に反映します。
  - ・能力・実績本位の人事方針を確立し、組織風土を変えます。
  - ・組織改革・意識改革・業務改革を断行します。